

学校における医療的ケアに関するガイドライン

令和7年4月

江戸川区教育委員会

目 次

- 1 本ガイドラインの目的
- 2 医療的ケアとは
- 3 学校における医療的ケアの範囲
 - (1) 学校における医療的ケアの内容
 - (2) 学校における医療的ケアの実施者
- 4 医療的ケアの対象者
- 5 実施の手続き
 - (1) 実施決定までの流れ
 - (2) 実施に向けた合意形成のあり方
 - (3) 実施の体制
 - (4) 医療的ケアの実施内容に変更又は追加のある場合
- 6 医療的ケアに係る役割
 - (1) 教育委員会
 - (2) 学校（校長）
 - (3) 学校看護師
 - (4) 教職員
 - (5) 養護教諭
 - (6) 指導医
 - (7) 主治医
 - (8) 保護者
- 7 個別マニュアルの作成
 - (1) 個別の医療的ケア実施手順
 - (2) 個別マニュアルの変更・更新について
- 8 緊急時の対応（緊急時対応マニュアル）
- 9 災害時の対応
- 10 事故への対応と情報の共有
 - (1) 事故への対応
 - (2) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と分析
- 11 校外における医療的ケア
 - (1) 校外学習
 - (2) 宿泊学習
- 12 保護者との連携

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、江戸川区立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

2 医療的ケアとは

医療的ケアとは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

現在、学校に在籍する医療的なケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）は年々増加しており、医療的ケア児を取り巻く環境も変わりつつあります。江戸川区では、医療的ケア児に対して求められる様々な対応については、関係者（主治医、指導医、学校教職員、保護者、江戸川区教育委員会（以下、「教育委員会」という。））が連携をとり、医療的ケア児が健康で安全に学校生活を送ることができるよう取り組んでいます。

* 医行為とは医師の医学的判断及び技術をもってするのではなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を有しないものは行ってはいけません。

* 本人や家族が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却（正当化）される場合の要件を満たすと考えられるためです。

3 学校における医療的ケアの範囲

（1）学校における医療的ケアの内容

- ①学校における医療的ケアは、保護者（このガイドラインでは、医療的ケア児の保護者。以下同じ。）からの申請に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続を経て実施することとします。
- ②学校で実施する医療的ケアの範囲は、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われ、かつ安全で安定的に実施できる内容とし、保護者、主治医、在籍（する予定の）学校、就学前施設、教育委員会等の協議により個別に決定し、原則として次の内容を基本とします。

- ア 咳痰吸引（口内及び鼻腔内）
- イ 経管栄養（栄養剤・水分）
- ウ 導尿
- エ その他教育委員会が実施可能と認めたもの

③学校における医療的ケアの日数及び時間は、医療的ケア児が必要とする医療的ケアの内容により異なります。障がいの状態や医学的見地からの意見、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、保護者の希望等を踏まえ、学校、教育委員会、主治医をはじめとする関係者の協議により合意形成に努めます。

（2）学校における医療的ケアの実施者

- ①医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会は看護師（以下、「学校看護師」という。）を配置し、医療的ケアを実施します。止むを得ない事情により、学校看護師が勤務できない場合には、保護者に付き添いをお願いすることがあります。また、入学時や転学時のほか、長期入院後はじめて登校する際などには、安定して医療的ケアを実施できるまでの一定期間、保護者には付き添いの協力をお願いします。
- ②教職員は医療的ケアを行うことはできません。

4 医療的ケアの対象者

- ①一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要です。
- ②学校で実施する医療的ケアの対象者は、障がいの状態、医学的見地からの意見、就学（転学）相談結果等を踏まえ、学校での受け入れが可能と教育委員会が判断し、学校における医療的ケアの実施内容及び医療的ケアの状況を踏まえた学校生活・教育活動について保護者が合意した医療的ケア児とします。

5 実施の手続き

（1）実施決定までの流れ

- ①学校における医療的ケアの実施申請を検討している保護者は、原則として、就学（転学）相談を経て、必要な支援等に関する教育委員会の提案を受ける必要があります。なお、学校での医療的ケアの継続実施については、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、毎年度同様の手続を行う必要があります。
- ②保護者から、「医療的ケア実施申請書」「医療的ケアを要する児童・生徒に関しての

意見書」「医療的ケアに関する指示書」を教育委員会に提出してもらい、申込みを受け付けします。様式、手続等については別に定めます。（実施要綱、実施の手引き参照。）

（2）実施に向けた合意形成のあり方

- ①保護者から学校における医療的ケア実施の希望が示された際には、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容を説明したうえで、学校で実施する医療的ケアの範囲や、学校と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、教育委員会が説明し、理解が得られるようにします。
- ②主治医や保護者等と学校との間で考え方が異なる場合、学校、保護者、主治医、教育委員会等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。

（3）実施の体制

医療的ケアの実施にあたっては安全かつ適切に行うために、教育委員会は「江戸川区立学校医療的ケア安全委員会」を設置し、実施に関する審議を行います。

また、医療的ケアを実施する学校では、「校内医療的ケア安全委員会」を設置するほか、保護者及び医療機関等と連携を図り、学校における実施体制を構築します。

<医療的ケア安全委員会>

- ・医療的ケア安全委員会は、教育委員会の求めに応じ、校内医療的ケアの実施の可否及び実施内容に関すること、その他校内医療的ケアの実施に関し必要な事項を審議します。

<校内医療的ケア安全委員会>

- ・医療的ケアを実施する学校は、組織的に医療的ケアを実施できるように、校内医療ケア安全委員会を設置し、校内体制の整備・充実を図ります。既存に類似の体制がある場合にはそれを活用するなど、効率的な運営に努めます。

○ 医療的ケアに必要な器具や消耗品

- ・医療的ケアに必要な器具・物品については、すべて保護者が準備します。また、感染症防止のため、日々の器具等の衛生管理についても保護者が行います。なお、医療的ケアの実施にあたり、学校看護師が使用する消耗品については、医療的ケア児在籍校消耗品費により、区でも負担します。

○ 「医療的ケア実施計画書」の作成

- ・学校は「医療的ケア実施計画書」を作成します。作成するにあたり、当該医療的ケア

児又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該医療的ケア児の支援に関する必要な情報の共有を図ります。なお、主治医から情報を得る際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ることに留意します。

就学相談等フロー

1	保護者は教育委員会へ、就学（転学）相談の電話申し込み
2	教育委員会面談室において就学（転学）相談の実施 (相談員・事務職員・医療的ケア担当が実施) (必要に応じて行動観察会に参加し、就学支援委員会の審議を受ける)
3	保護者は「医療的ケア実施申請書」「医療的ケアを要する児童・生徒に関する意見書」「医療的ケアに関する指示書」を教育委員会へ提出【様式1・2・3】
4	保護者は就学（転学）する予定の学校を見学（教育委員会が同行）
5	教育委員会は学校医や在宅医療に知見のある医師に指導医を委嘱
6	指導医は保護者、就学（転学）先学校管理職、教育委員会が同席のもと、指導医検診を実施し、指導医意見書を作成【様式6】
7	教育委員会は「江戸川区立学校医療的ケア安全委員会」を開催し、医療的ケア実施の可否及び実施内容について審議
8	教育委員会は「医療的ケア実施可否決定通知書」「医療的ケア実施内容通知書」を発行【様式7・8】
9	保護者は「医療的ケア実施同意書」を教育委員会へ提出【様式9】
10	学校は保護者と面談を実施し「医療的ケア実施計画書」を立案【様式11】
11	学校は「校内医療的ケア安全委員会」を開催（第一回は指導医も参加） 「医療的ケア実施計画書」について協議し、完成後、保護者・教育委員会へ提出
12	学校看護師は保護者より、医療的ケアの手技・手順のレクチャーを受け、個別実施手順書を作成 学校は緊急時の対応について、保護者、学校看護師と確認し、学校看護師と共に緊急時・災害時対応マニュアルを作成

※状況により、順番が前後する場合があります

（4）医療的ケアの実施内容に変更又は追加のある場合

医療的ケアの実施項目や内容、方法に変更又は追加が生じた場合は、保護者が学校にその旨を相談します。必要に応じて「医療的ケア実施申請書」【様式1】、「医療的ケアに関する指示書」【様式3】を再度提出してもらう場合がありますので、学校は教育

委員会へ状況を報告し、必要な手続きについて相談します。

6 医療的ケアに係る役割

（1） 教育委員会の役割

医療的ケア児にかかる関係者・関係機関が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保する措置を講じます。

- ・医療的ケア児に係るガイドライン等の策定・改訂
- ・医療的ケア児の就学（転学）に向けての相談と支援内容の検討
- ・医療的ケアを実施する学校看護師等の確保
- ・医療的ケアの実施事例の蓄積（ヒヤリハット、医療事故含む）及び分析
- ・医療的ケアの実施体制等についての保護者や医療関係者等への周知、調整等

（2） 学校（校長）の役割

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、管理職を中心に教職員等が協力する体制を構築します。また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携のもと迅速に対応します。

- ・学校における医療的ケア実施計画書の策定
- ・医療的ケア校内委員会の設置・運営
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・保護者、医療機関等との連携体制の構築
- ・緊急時・災害時の対応に備えた体制整備
- ・教育委員会へ実施状況の報告
- ・学校看護師等の勤務状況の報告 等

（3） 学校看護師の役割

学校看護師は、主治医の指示に基づき、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施します。そのため、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめます。また、必要に応じて介助員と共に医療的ケア児支援のため、日常生活動作の介助も行います。

- ・医療的ケア実施計画書の作成
- ・医療的ケアの実施
- ・主治医、指導医、教職員、保護者と情報共有し連携
- ・指示書に基づく個別実施手順書の作成
- ・緊急時・災害時対応マニュアルの作成と対応
- ・校内において必要な医療器具・消耗品等の管理

- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・ヒヤリ・ハット時の事例の蓄積と予防対策
- ・日常生活動作等における介助 等

（4）教職員の役割

学校看護師と連携しながら、組織的に医療的ケアを実施することができるよう、全教職員が医療的ケアについて理解を深め、子どもの支援にあたります。

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境への理解
- ・学校看護師等との情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時・災害時対応マニュアルの作成への協力
- ・緊急時・災害時の対応 等

（5）養護教諭の役割

養護教諭は、全ての児童生徒等の健康をつかさどり、医療的ケア児の健康状態も把握し、必要に応じて医療的ケアを実施する学校看護師と連携し、外部関係機関との連絡調整を行います。

- ・医療的ケア児等の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医・指導医（学校医）等医療関係者との連絡・報告
- ・学校看護師と教職員との連携支援
- ・緊急時・災害時対応マニュアルの作成への協力
- ・緊急時・災害時の対応 等

（6）指導医の役割

指導医は、医療的ケア児について主治医からの情報提供を受け、当該医療的ケア児を診察し、学校看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言します。また、学校看護師からの状況報告等を踏まえ、主治医等と医療的ケア児の学校生活上の情報を共有します。

- ・保健・医療に係る指導・助言
- ・医療的ケア実施計画書や個別実施手順書等の確認
- ・学校における個々の医療的ケア実施にあたっての指導・助言
- ・主治医との連携
- ・緊急時・災害時に係る指導・助言

（7）主治医の役割

主治医は、医療的ケアの指示の内容に責任を負います。健康状態や学校の状況等を踏まえて指示書を作成し、指導医に情報提供します。

- ・本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・個別の手技に関する学校看護師への指導
- ・個別実施手順書、緊急時・災害時対応マニュアルへの指導・助言
- ・教育委員会や学校への情報提供
- ・保護者への説明等

（8）保護者の役割

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、医療的ケア児の健康状態を報告する等、適切なケアを受けるために協力するものとします。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行います。

- ・学校との連携・協力
- ・緊急時（医療的ケア実施者の欠員その他やむを得ない理由により医療的ケアを行うことができない場合等）の対応
- ・医療的ケア児の健康状態の報告
- ・学校と主治医の連携への協力
- ・医療的ケアに必要な物品・医療機器等の準備と管理、器具等の衛生管理

7 個別実施手順書の作成

主治医の指示書に基づき医療的ケア児の状況を踏まえた上で、個別実施手順書を作成します。あわせて緊急時・災害時対応マニュアルを作成しておくことが必要です。主治医の指示書の内容が変わるときなどは、学校が医療的ケアの内容について協議し確認しますが、個別実施手順書等についても見直し、修正が必要です。

（1）個別実施手順書

学校看護師が指示書に基づき、個別の医療的ケア実施手順書を作成します。この場合、例えば、カテーテルの太さ等の数値もきめ細かく記入します。

（2）個別実施手順書の変更・更新について

- 医療的ケア児の指示書内容や医療的ケア実践の手順についての変更があった場合
 - ・学校看護師は個別実施手順書を見直します。

- ・校内医療的ケア安全委員会においても検討します。
- ・校内での対応が決定すれば、職員会議等で情報を共有します。

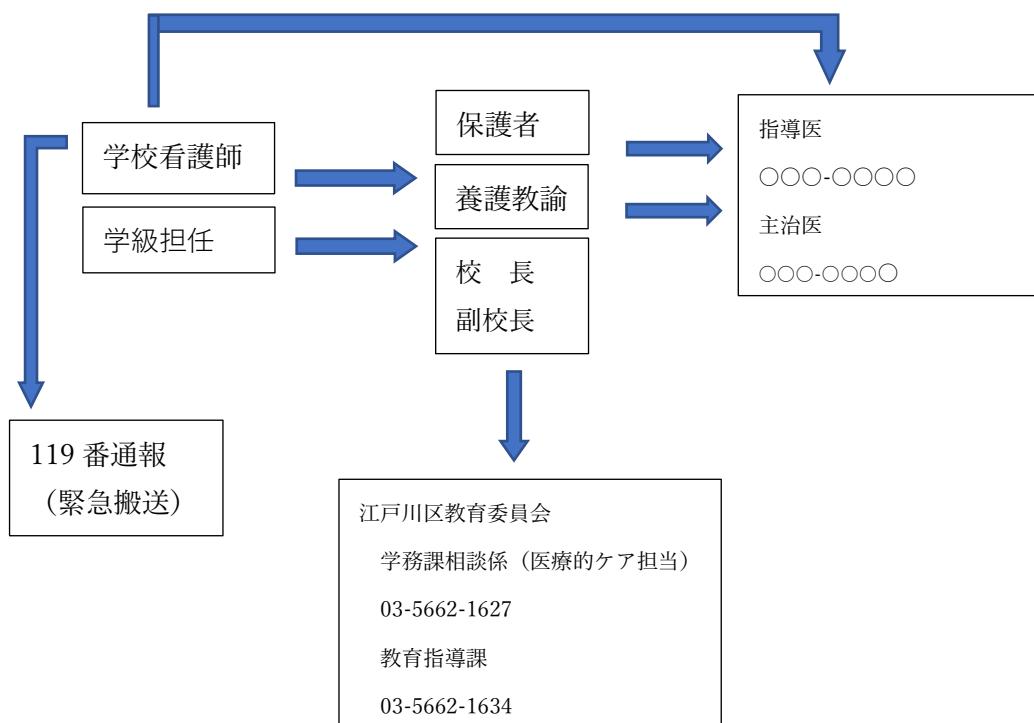
○年度末に行う更新

- ・指示書や医療的ケア児の状態に基づき、個別実施手順書の更新を行います。

8 緊急時の対応（緊急時・災害時対応マニュアル）

体調の急変など緊急時の対応は一刻を争う場合があります。対応が必要になるときはどういう症状なのか、そのときはどのような対応をしたらよいのか、などを把握しておくことが大切です。主治医とよく確認し、個別の緊急時対応マニュアルを作成します。また、とるべき行動や役割を明確にしておく必要があります。

緊急連絡システム（例）



医療的ケア児の救急救命時に搬送する病院は、基本的には主治医のいる医療機関ですが、緊急の状況によっては、救急隊の判断で近隣の病院等に搬送する場合があります。これについては、あらかじめ保護者に了解を得ておくことが必要です。

※医療的ケア実施同意書【様式9】に、「救急搬送する必要性が生じた場合、救急搬送先の病院については、その時の状況を把握している救急隊に判断を委ねます。」とい

う一文が記載されています。

9 災害時の対応（緊急時・災害時対応マニュアル）

災害が発生した場合、基本的には迎えにきた保護者に引き渡しが行われます。引き渡しまでの間、災害時にも医療的ケアが実施できるよう、学校は医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議をしておきます。学校看護師と共に災害時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。学校での避難訓練の際には、災害時マニュアルに沿った訓練を行います。

※医療的ケア実施同意書【様式9】に、「災害時等の予備とし、医療的ケアに必要な備品・消耗品を72時間分、学校に預けること」とされています。

10 事故への対応と情報の共有

（1）事故への対応

学校における医療的ケアの実施にあたっては、事故の未然防止に向けた体制整備を行った上で実施しますが、万一事故が発生した場合は、医療的ケア実施の手引きに基づき、落ち着いて対応し必要な措置を講ずることとします。

なお、発生した事故の内容については、必ず時系列に経過を整理するとともに、原因、対応状況、結果等をまとめ、学校から教育委員会へ報告し、今後の再発防止に向けた体制整備等必要な見直しを行い、再発防止に努めます。

（2）ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と分析

より安全で確実な医療的ケアを実施するため、学校は事例が発生した場合、ヒヤリ・ハット事例を教育委員会に報告し、その事例の蓄積・分析を行います。ヒヤリ・ハット事例に関する情報は校内の教職員と共有し、活用します。同様な事例が再発しないよう関係者の助言を受けながら、予防対策を考えます。

医療的ケア実施中に起きたことについては学校看護師が、医療的ケア以外の時間に起きたことについては、かかわっていた担任等教職員が作成します。

ヒヤリ・ハットの内容については、校内の教職員間で共有し、再発防止策などの検討を校内医療的ケア安全委員会などで行い、その検討内容も含めて教育委員会に報告します。

1 1 校外における医療的ケア

（1）校外学習

校外学習における医療的ケアの実施について、教育委員会及び学校は、医療的ケア児の状況に応じ、原則として学校看護師を配置します。主として学校看護師が医療的ケアにあたり、教職員等がバックアップする体制を構築することとします。その場合には、校外学習のスケジュールに応じ、いつ、だれが、何をするのか、役割を明確にしておきます。

なお、校外学習時に医療的ケア児の実態に応じて、移動手段の配慮が必要となる場合については、日時や行き先について、事前に教育委員会と連携を図り検討します。

（2）宿泊学習

校外学習のうち、泊を伴うものについては、原則として学校看護師の勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、保護者、医療機関等との連携協力体制を構築することとします。

1 2 保護者との連携

学校における医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠です。保護者が、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明することで、実施可能な医療的ケアの範囲についての共通理解を図ることが可能となります。学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登校後に体調急変時等の対応について、保護者と都度協議を行うこととします。

また、保護者の付添いの協力を得ることについては、医療的ケア児の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限定します。やむを得ず協力を求める場合にも、代替案を十分に検討した上で、その理由や今後の見通し等について保護者に説明することに努めます。